

国指定ユルリ・モユルリ鳥獣保護区  
指定計画書（案）

平成23年 月 日  
環 境 省

## 1 国指定鳥獣保護区の概要

### (1) 国指定鳥獣保護区の名称

ユルリ・モユルリ鳥獣保護区

### (2) 国指定鳥獣保護区の区域

北海道根室市昆布盛所在のユルリ島、モユルリ島及び両島の平均海面時の海岸線から沖合1km以内にある岩礁

### (3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成23年10月1日から平成43年9月30日まで

### (4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

### (5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、北海道根室半島南方約3kmの海上に位置するユルリ島、モユルリ島及び両島の平均海面時の海岸線から沖合1km以内にある岩礁からなる多くの海鳥に利用されている地域である。

ユルリ島は、面積168ha、周囲7.5kmのテーブル状の島で、標高43mである。島の中央部東側には、約50haほどの泥炭湿地があり、ミズゴケ及びワタスゲが優占する中・高層湿原となっている。湿原を除いた台地平坦部は、ミヤコザサ及びツリガネニンジンが優占する。また、沢部では、イワノガリヤス及びヨシが優占しており、緩やかな地形となっている場所以外は高さ20~40mの海食崖となっている。

モユルリ島は、ユルリ島の北東約1kmの海上に位置し、面積31ha、周囲3kmのテーブル状をした島である。ユルリ島と比較して植生は単調であり、台地平坦部は大部分がミヤコザサの優占する草原となっていて、南東部の一部はオオハナウド主体の高茎草本群落となっている。また、全体が高さ約30mの海食崖となっており、海食崖上部は、ハマニンニクが優占し、ミヤコザサ群落との間にオオハナウド群落が見られる。

また、両島周辺の岩礁は海面から切り立つ海食崖地形で土壌が少なく裸地部分が多いが、カモ岩など規模の大きいものでは海岸断崖植生が部分的に見られる。

このような自然環境を反映して、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧IA類のエトピリカ、チシマウガラス等北方系海鳥類の繁殖がユルリ島、モユルリ島及び周辺の岩礁で確認されている。当該区域はその他多くの海鳥類に繁殖地として利用されており、合計で27科47種の鳥類の生息が確認されている。

このように、当該区域はエトピリカを始めとする海鳥の繁殖地として重要であることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に

関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

### 保護管理方針

鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努めるとともに、島嶼生態系の保全に取り組む。

## 3 国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 199 ha

### 内訳

#### ア 形態別内訳

林野	199 ha
農耕地	— ha
水面	— ha
その他	— ha

#### イ 所有者別内訳

国有地	31 ha
国有林	— ha
国有林以外の国有地	31 ha
	財務省所管 31 ha
	海上保安庁所管 0.3 ha
地方公共団体有地	— ha
私有地	168 ha
公有水面	— ha

#### ウ 他の法令による規制区域

自然環境保全法による地域 166.9 ha

ユルリ島道自然環境保全地域特別保護地区 36.88 ha

ユルリ島道自然環境保全地域普通地区 130.02 ha

自然公園法による地域 — ha

文化財保護法による地域 35.8 ha

名称（天然記念物ユルリ島モユルリ島海鳥繁殖地（道指定））

## 4 指定区域における鳥獣の生息状況

### （1）当該地域の概要

#### ア 国指定鳥獣保護区の位置

ユルリ・モユルリ両島は、根室半島南方約 3km の海上に位置する。

#### イ 地形、地質等

ユルリ島は面積 168ha、周囲 7.5km のテーブル状の島で、標高 43m である。島の中央部東側には、約 50ha の泥炭湿地があり、緩やかな地形となっている場所以外は高さ 20 ~ 40 m の海食崖となっている。

モユルリ島は、面積 31ha、周囲 3km のテーブル状をした島である。全体が高さ約 30 m の海食崖となっている。

#### ウ 植物相の概要

ユルリ島の中央部東側には、約 50ha の泥炭湿地があり、ミズゴケ及びワタスゲが優占する中・高層湿原となっている。湿原を除いた台地平坦部は、ミヤコザサ及びツリガネニンジンが優占する。また、沢部では、イワノガリヤス及びヨシが優占している。

モユルリ島は、ユルリ島と比較して植生は単調であり、台地平坦部は大部分がミヤコザサの優占する草原となっていて、南東部の一部はオオハナウド主体の高茎草本群落となっている。また、海食崖上部は、ハマニンニクが優占し、ミヤコザサ群落との間にオオハナウド群落が見られる。

#### エ 動物相の概要

両島ともにゼニガタアザラシ及びドブネズミの生息が確認されているほか、ユルリ島ではコテングコウモリ、放牧馬が確認されている。また、多くの海鳥類に繁殖地として利用されており、合計で 27 科 47 種の鳥類の生息が確認されている。

#### (2) 生息する鳥獣類

別表のとおり。

#### (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

#### 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

#### 6 施設整備に関する事項

鳥獣保護区用制札 2 本

国指定ユルリ・モユルリ鳥獣保護区  
モユルリ特別保護地区  
指定計画書（案）

平成 23 年 月 日  
環 境 省

## 1 特別保護地区の概要

### (1) 特別保護地区の名称

モユルリ特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

北海道根室市昆布盛所在のモユルリ島

### (3) 特別保護地区の存続期間

平成23年10月1日から平成43年9月30日まで

### (4) 特別保護地区の指定区分

集団繁殖地の保護区

### (5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、北海道根室半島南方約3kmの海上に位置するモユルリ島で、多くの海鳥に利用されている地域である。面積31ha、周囲3kmのテーブル状をした島である。台地平坦部は大部分がミヤコザサの優占する草原となっていて、南東部の一部はオオハナウド主体の高茎草本群落となっている。また、全体が高さ約30mの海食崖となっており、海食崖上部は、ハマニンニクが優占し、ミヤコザサ群落との間にオオハナウド群落が見られる。

このような自然環境を反映して、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧IA類のエトピリカ、チシマウガラス等北方系海鳥類の繁殖が当該区域で確認されている。当該区域はその他多くの海鳥類に繁殖地として利用されており、合計で27科47種の鳥類の生息が確認されている。

このように、当該区域はエトピリカを中心とする海鳥の繁殖地として重要であることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 2 特別保護地区の保護に関する指針

### 保護管理方針

鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努めるとともに、島嶼生態系の保全に取り組む。

3 指定する特別保護地区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 31 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	31 ha
農耕地	— ha
水面	— ha
その他	— ha

イ 所有者別内訳

国有地 31 ha

国有林 — ha

国有林以外の国有地 31 ha

財務省所管 31 ha

地方公共団体有地 — ha

私有地 — ha

公有水面 — ha

ウ 他の法令による規制区域

自然環境保全法による地域 — ha

自然公園法による地域 — ha

文化財保護法による地域 31 ha

名称 (天然記念物ユルリ島モユルリ島海鳥繁殖地 (道指定))

4 指定する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

根室半島南方約3kmの海上に位置する。

イ 地形、地質等

面積31ha、周囲3kmのテーブル状をした島である。全体が高さ約30mの海食崖となっている。

ウ 植物相の概要

台地平坦部は大部分がミヤコザサの優占する草原となっていて、南東部の一部はオオハナウド主体の高茎草本群落となっている。また、海食崖上部は、ハマニンニクが優占し、ミヤコザサ群落との間にオオハナウド群落が見られる。

エ 動物相の概要

ゼニガタアザラシ及びドブネズミの生息が確認されている。また、多くの海鳥類に繁殖地として利用されており、合計で 27 科 47 種の鳥類の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

鳥獣保護区用制札 1 本

(別表) ユルリモユルリ

## ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
アビ	アビ	オオハム	
カイツブリ	カイツブリ	アカエリカイツブリ	
ミズナギドリ	ミズナギドリ	ハシボソミズナギドリ	
	ウミツバメ	○ コシジロウミツバメ	
ペリカン	ウ	○ ウミウ ○ ヒメウ ○ チシマウガラス	国天・国内希少・CR
コウノトリ	サギ	ゴイサギ	
カモ	カモ	○ シノリガモ ウミアイサ	LP
タカ	タカ	○ オジロワシ	国天・国内希少・EN
	ハヤブサ	○ ハヤブサ チゴハヤブサ	国内希少・VU
ツル	クイナ	○ クイナ	
チドリ	シギ	メリケンキアシシギ ○ オオジシギ	NT
	カモメ	○ オオセグロカモメ ○ ウミネコ	
	ウミスズメ	ウミガラス ○ ケイマフリ ○ ウミスズメ ウミオウム ○ ウトウ ツノメドリ ○ エトビリカ	国内希少・CR VU CR
ハト	ハト	○ キジバト	
カッコウ	カッコウ	カッコウ	
アマツバメ	アマツバメ	○ アマツバメ	
スズメ	ヒバリ	○ ヒバリ	
	ツバメ	ツバメ ○ イワツバメ	
セキレイ		○ ハクセキレイ	
モズ		アカモズ	NT
ミソサザイ		ミソサザイ	
ツグミ		○ ソゴマ コルリ ○ ノビタキ	
ウグイス		○ シマセンニュウ ○ マキノセンニュウ ○ コヨシキリ	
ヒタキ		マミジロキビタキ	
ホオジロ		○ アオジ ○ オオジュリン	
アトリ		○ カワラヒワ ハギマシコ	
カラス		○ ハシボソガラス ○ ハシブトガラス	
合計(種)			47

## イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
コウモリ	ヒナコウモリ	コテングコウモリ	
ネコ	アザラシ	○ ゼニガタアザラシ	EN
ネズミ	ネズミ	ドブネズミ	
合計(種)			3

(注)

1. 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に掲った。

2. 種の指定等の要件は次の通りである。

国天:国指定天然記念物

レッドリスト(ア鳥類:平成18年環境省、イ獣類:平成19年環境省)

CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、

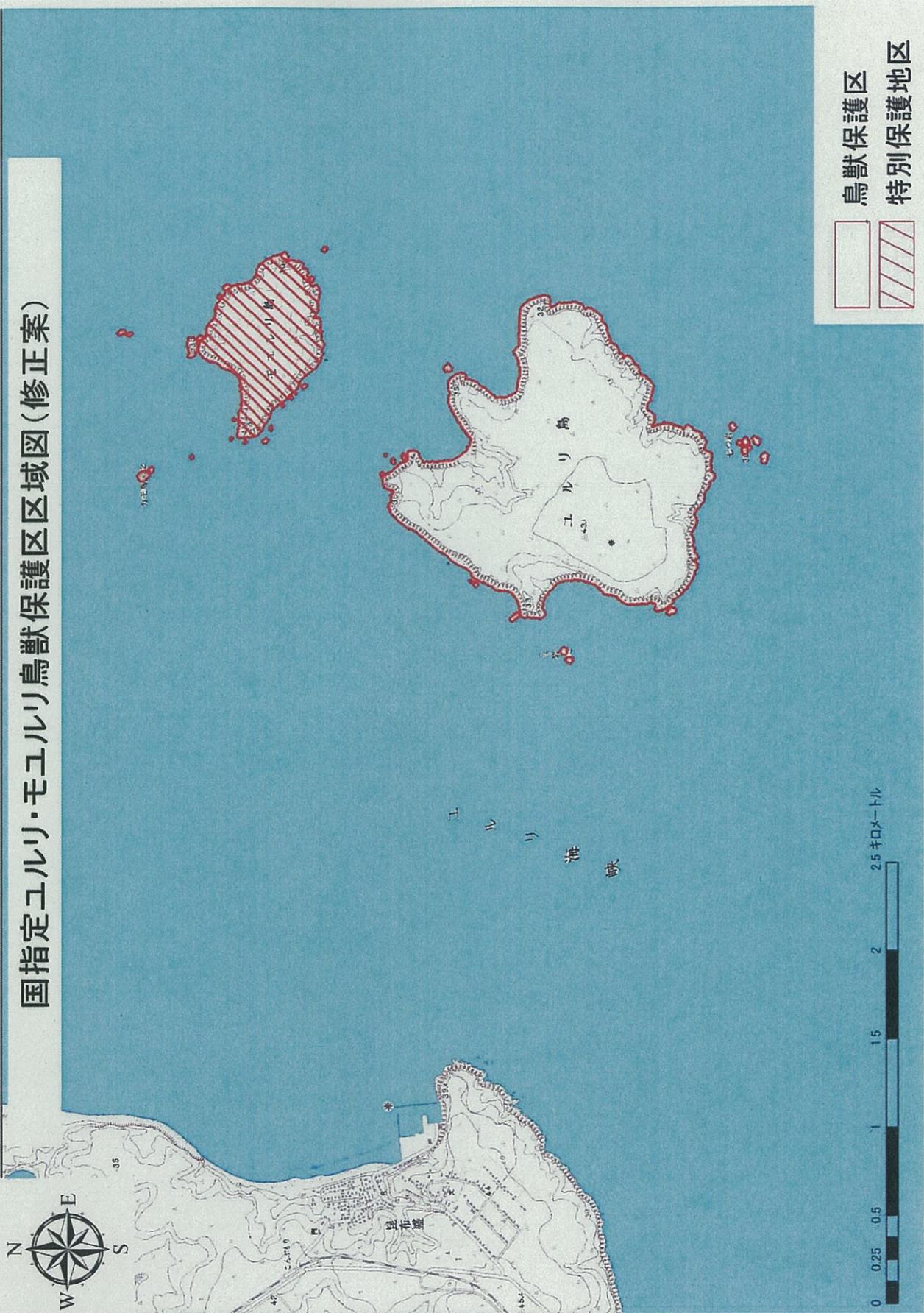
国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

3. ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項  
第1項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。





国指定ユルリ・モユルリ鳥獣保護区区域図(修正案)



国指定ユルリ・モユルリ鳥獣保護区及び同モユルリ特別保護地区指定公聴会調書

1 名 称

国指定ユルリ・モユルリ鳥獣保護区

国指定ユルリ・モユルリ鳥獣保護区モユルリ特別保護地区

2 開催日時

平成23年8月2日（火） 13時30分から14時30分まで

3 開催場所

根室市総合文化会館 第2講座室

根室市曙町1丁目40番地

4 議長名

北海道地方環境事務所統括自然保護企画官

環境技官 中山 隆治

5 公述人出欠

指名数	本人出席	代理出席	欠席
7人	2人	3人	2人

6 公述人賛否等

賛成	条件付賛成	反対
7人	0人	0人

7 傍聴者

4人

8 議長の判断

公述人の全員が賛成であり、国指定ユルリ・モユルリ鳥獣保護区及び同モユルリ特別保護地区的指定について、案のとおり指定することが適当である。

## 9 公聴会公述人名簿

職名 (代理人職名)	氏名 (代理人名)	住所	郵便番号
北海道知事	高橋 はるみ	札幌市中央区北3条西6丁目 TEL 011-231-4111	060-0003
北海道教育委員会教育長 (北海道教育庁根室教育局教育支援課社会教育係長)	高橋 教一 (田口 俊孝)	札幌市中央区北3条西7丁目 TEL 011-204-5749	060-0003
根室市長 (水産経済部農林課長)	長谷川 俊輔 (布川 克巳)	根室市常盤町2-27 TEL 0153-25-3047	087-0041
落石漁業協同組合 代表理事組合長 (総務部長代理)	中野 勝平 (盛本 辰一)	根室市落石西395番地2 TEL 0153-27-2121	088-1781
根室市観光協会会長	中林 直	根室市光和町2-10 観光インフォメーションセンター内 TEL 0153-24-3104	087-0027
日本野鳥の会ねむろ会長	阿部 総	標津郡中標津町東13条南9丁目11-3 TEL 0153-72-0807	086-1013
社団法人北海道獣友会会長	天崎 弘	札幌市北区北6条西6丁目2番 第2山崎ビル3階 TEL 0153-22-3555	060-0806

10 公述人の意見概要

職 名	賛 成	条件付 賛 成	反 対	意 見 の 概 要
北海道知事 高橋 はるみ	○			
北海道教育委員会 教育長 高橋 教一	○			鳥獣の保護上必要であり賛成である。
根室市長 長谷川 俊輔	○			
落石漁業協同組合 代表理事組合長 中野 勝平	○			
根室市観光協会会長 中林 直	○			ワイルドユースのためにも保護を前提に利用したい。
日本野鳥の会ねむろ 会長 阿部 翔	○			当該地区では、環境省レッドリストに絶滅危惧 I A類として掲載されているエトピリカやチシマウガラスをはじめ、北方系海鳥類の繁殖が確認されており、海鳥類の繁殖地として重要であることから、賛成である。賢明な利用のためにも海鳥にとって重要な場所である当地の保全に努めていただきたい。
社団法人 北海道獣友会会長 天崎 弘	○			海鳥類の集団繁殖地として、確保することが必要な地域と考えている。

平成23年8月3日

議 長

北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所  
統括自然保護企画官

中山 隆三